

各自治体からの質疑事項等

令和5年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

目次

- ・ 食品衛生申請等システムについて……………2
（栃木県）
- ・ 食品衛生法施行令第 35 条第 29 号に規定する漬物製造業の対象品目について……………4
（千葉県）
- ・ ふぐ処理者の認定基準について……………5
（兵庫県）
- ・ 食品衛生申請等システム（国システム）について……………6
（岡山県）
- ・ 輸出証明書の発行等に係る事務について……………7
（岡山県）
- ・ アメリカ、香港、カナダ向け食肉（牛肉）輸出に係る衛生証明書について……………8
（姫路市）
- ・ 中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行機関の変更について……………9
（佐世保市）
- ・ 衛生証明書の差替え対策について……………10
（佐世保市）
- ・ 事業譲渡を行った施設に対する不利益処分について……………11
（千代田区）
- ・ 事業譲渡をした営業者の欠格事項について……………12
（千代田区）

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システムについて

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システム（以下「当該システム」という。）の機能の実情として、自治体の実態を十分に踏まえておらず、また必要な機能が十分に備わっていない状況であり、当県も含め自治体によっては当該システムと自治体独自の既存システムにより二重管理を行わなければならない状況を余儀なくされ、膨大な業務負担により監視指導や営業許可等事務などの本来の業務を相当圧迫している。今後において、関係自治体における二重管理は一時的なものであり、国により自治体の業務負担の解消に向けた当該システムの機能充実を図るための改修等が計画的且つ速やかに行われるものと理解している。

- 1 当該システムは、食品営業に係るオンライン申請等がなされることを想定して構築されたが、当該申請等の性質上、入力内容が多岐にわたる上、かなり複雑な操作が求められる。このため、食品等事業者に対し、当該システムの活用を繰り返し説明しても当該システムは使用されず、保健所窓口で紙ベースで申請書等を提出するケースがほとんどである。今後、前述の当該システムの早期の機能充実のほか、オンライン申請の促進を図るため、当該システムの入力操作を簡素化するための改修について、これまでの関係自治体からの要望を踏まえた、今後の国の方針等を示していただきたい。
- 2 当該システムにはオンライン決済機能が備わっていないことから、オンライン申請等の促進を図っても結局は申請者等に対し、手数料を領収するために来庁を求めざるを得ないことが大きな課題となっている。食品等事業者にとっては、申請の行為と当該申請に伴う手数料納入は一体であるため、当該システムについて、この点の利便性の向上が図られれば当該課題の解消に繋がると考えられることから、当該システムにオンライン決済機能を追加する改修に向けた国の考え方について、お示しいただきたい。

【回答】

食品衛生申請等システムについては、令和3年6月から本格的に運用がスタートしており、今後の運用を積み重ねていくことでより良いシステム作りを目指しています。当該システムについては、システムの基礎部分を食品衛生申請等システムで担い、システムに足りない箇所等については、適宜、御要望等を踏まえて追加していくほか、それぞれの自治体における運用システム等で補っていただく形での運用を目指しています。

また、改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から費用対効果、必要期間等を考慮の上、優先順位をつけて必要な改修を行う予定としています。システム改修要望等は本年2月にもアンケートを実施しており、当該アンケートの結果及び令和4年度の

改修内容等についても本年3月に共有しているところです。令和5年度及び次年度以降のシステム更改の内容については、別途お知らせする予定のため、参照ください。

食品衛生申請等システムにおける手数料の電子決済については、デジタル庁等における共通基盤の構築状況を踏まえることとしています。

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、営業許可に係る手数料を規定する法令を所管する立場として、地方公共団体への公金収納のデジタル化の検討のためデジタル庁及び総務省が立ち上げた関係府省庁との連絡会議に参加するとともに、同会議における検討状況も踏まえ、検討していきます。

なお、各自治体において、既に独自に電子納付を可能としているところもあり、それらの取組を妨げるものではありません。

【自治体名】千葉県

【質疑・要望等事項】

食品衛生法施行令第 35 条第 29 号に規定する漬物製造業の対象品目について

【内容（具体的に）】

令和 3 年 6 月 1 日からの改正食品衛生法の施行に伴い、漬物製造業が新たに食品営業許可業種に加わったため、施行日前から当該業種を営業している者に対し、3 年間の経過措置期間中に許可を取得するよう周知を図っているところである。このような状況の中、県内のある団体から「食品衛生法の改正により、これまで営業許可が不要であった漬物の製造が許可対象となったことから、農家で梅干しを作って直売所に卸しているような方々も営業許可が必要となった。そもそも農産物漬物、特に梅干しはからの常温保存食品であり、食品衛生法の改正で届出業種に位置付けられたジャム等と比べると食品衛生上のリスクは変わらないはずであるのに許可対象となったことに疑問を感じている。小規模零細に梅干しを作っている農家の方々を守るために規制緩和し、梅干しの製造を漬物製造業の対象から外してもらいたい。」との要望が提出された。

過去に漬物が原因食品として特定された食中毒は、平成 24 年に発生した白菜のきりづけや、平成 26 年に発生した冷やしきゅうりの事例など、いわゆる浅漬けに該当するものであり、常温保存食品である梅干しは、食中毒の発生リスクが極めて低いものと考えられるが、漬物製造業については、漬物を製造する営業と定義され、漬物全般の製造に対し、営業許可を要するものとされている。一方で、令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号において、営業届出業種である野菜果実販売業が附带的に行う浅漬けを除く野菜の塩漬け・ぬか漬けについては同届出業種の範疇に含めていることから、浅漬けと異なり、野菜の塩漬け・ぬか漬け等は、食中毒のリスクが低い漬物であることを示唆しており、矛盾が生じている。

については、許可取得を指導する上で食品衛生上のリスクを説明する必要があることから、古くからの常温保存食品である梅干しが低温管理を必要とする浅漬けと同様に食中毒のリスクが高い食品として許可の対象に含まれている理由について御教授願いたい。

【回答】

野菜・果実販売業で附带的に行うことができる漬物は、簡易な食品の加工及び簡易な包装（密封包装でないものに限る。）による販売（販売当日中に消費する又は使い切ることを想定したもの）に限ります。野菜・果実販売業であっても、上記に該当しないような塩漬け・ぬか漬けを製造するのであれば、漬物製造業が別途必要であると思料します。

漬物製造業の範囲については、食品の営業規制に関する検討会においても議論がなされたところであり、漬物については多種多様なものがあり、それぞれを切り分けることが困難であることから、漬物全般を対象としてその製造を行う業種を営業許可業種として設定しております。

【自治体名】 兵庫県

【質疑・要望等事項】 ふぐ処理者の認定基準について

【内容（具体的に）】

1 「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日生食発 1031 第 6 号）が通知され、兵庫県も令和 3 年度より同通知に基づきふぐ処理責任者試験を実施しているところである。認定基準では、ふぐの種類を鑑別において、到達目標が「ふぐの種類ごとの特徴を理解し、食用可能な 22 種類を鑑別することができ、その他の種類を排除することができる。」とあり、内容等で「実物 5 種類以上のふぐを鑑別すること。」とされていることから、令和 3 年、4 年度の試験においても当県はふぐの実物を用いて試験を実施してきた。

しかし、複数の種類のふぐを一定数、安定的に仕入れることは非常に困難であり、また近年は雑種ふぐの発生が散見され、当県が仕入れた鑑別試験用のふぐにおいても雑種が疑われる個体も認められたことから、ふぐの種類を鑑別については、実物でなく写真・模型等の代替物を用いた試験で差し支えないものとしていただきたい。

2 ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資するため、認定基準を網羅したハンドブックを厚生労働省において作成・発刊していただきたい。

【回答】

1 ふぐ処理者の業務を適切に実施するには目視と触知で鑑別できる技能が必要との意見や、種類不明のふぐを確実に排除するためには、食用可能な 22 種類のふぐを鑑別できる能力を有することが必要との意見を踏まえ、認定基準において、実物 5 種類以上のふぐでの鑑別を必要としたものです。試験の魚種鑑別に備え、産地、漁協等の協力を得て、試験用のフグを確保している自治体もあると承知していますので、今後、このような好事例について、可能な範囲で自治体に共有していきたいと考えています。

2 厚生労働省においてハンドブックを作成・発刊する予定はありませんが、関係団体において認定基準に対応した手引書を作成・発刊予定と聞いておりますので、今後情報提供させていただきます。

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システム（国システム）について

【内容（具体的に）】

食品衛生申請等システム（国システム）については、不具合対応や機能追加等により改善が図られているところであるが、未だ機能面で不十分な点が多く、従来の県独自システムを併用せざるを得ないため、依然として保健所の業務負担が多いままである。

については、国システムの使用による保健所の業務負担を勘案し、今後の国システムの使用継続の要否や県独自システムの改修を検討するために、各自治体からの機能改善に関する要望を共有する仕組みづくりを検討いただくとともに、次年度以降の改修スケジュールについても明示していただきたい。

【回答】

改修等については、毎年度の予算措置の範囲内で実施されているものであるため、長期的な計画等を示すことは困難ですが、当該システム利用者からの要望等を踏まえ、業務効率化を図る観点から優先順位をつけて費用対効果、必要期間等を考慮の上、必要な改修を行う予定としています。

システム改修要望等は本年2月にもアンケートを実施しており、当該アンケートの結果及び令和4年度の改修内容等についても本年3月に共有しているところです。令和5年度及び次年度以降のシステム更改の内容については、別途お知らせする予定のため、参照ください。

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】

輸出証明書の発行等に係る事務について

【内容（具体的に）】

輸出証明書の発行等に係る事務については、農林水産物及び食品の輸出証明書の発給等に関する手続規程（令和2年4月1日付財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙要綱に基づき対応し、疑義が生じた場合には、都度、厚生労働省あてに照会を行い回答いただいているところである。

さらなる輸出拡大が見込まれる中、輸出証明書発行等に係る事務量の増加に伴い疑義も増えており、業務の円滑な実施のため、自治体からの照会内容について、照会自治体のみならず、その他の自治体へも共有していただきたい。

【回答】

関係自治体からいただいた照会に関し、各自治体で統一的な対応が必要なものは随時要綱を改正していくほか、関係自治体への周知が必要な事項については、引き続き事務連絡やメール等で周知することとしたい。

【自治体名】 姫路市

【質疑・要望等事項】

アメリカ、香港、カナダ向け食肉（牛肉）輸出に係る衛生証明書について

【内容（具体的に）】

アメリカ、香港、カナダ向け食肉（牛肉）輸出に係る衛生証明書について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、輸出促進法）に基づき、主務大臣による発行となっている。しかしながら、これら衛生証明書については、都道府県等にて審査（荷口検査を含む）、作成事務（指名検査員による署名を含む）を行っている実情にある。

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程において、衛生証明書の審査や作成事務の手順が記されている。しかしながら、主務大臣が発行する衛生証明書の審査事務の一部を、都道府県等が執り行う根拠については、輸出促進法及び法施行令、法施行規則に明記されておらず、事務の区分が不明瞭な状況にある。

法施行規則第3条第2項にて、主務大臣が発行する衛生証明書の審査事務の一部を、登録発行機関が執り行う根拠が明示されている。これを踏まえ、同様に都道府県等が審査事務の一部を執り行う根拠について明確にしていきたい。

【回答】

ご指摘の審査事務の根拠については、当省にて検討することとしたい。

【自治体名】 佐世保市

【質疑・要望等事項】

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行機関の変更について

【内容（具体的に）】

ベトナム向けと同様に農林水産省へ移管する予定はないか。若しくは申請者管轄の厚生局を発行機関と出来ないか

（理由）

- ・ 証明書発行業務自体が書面に基づく形式的な審査のみであり、管轄保健所でも審査は可能である
- ・ 地元業者からの申請は殆どなく、むしろ東京や福岡などの事業者が代行されることが多いため、一元化システムの利便性を活かすためにも近隣の厚生局が発行機関となるほうがよいと考えます（現金支払いの為に小為替の郵送などの作業が頻繁に起こるため）

【回答】

中国向けに輸出される水産食品については、中国政府から衛生当局の関与が求められており、各地域の実状を考慮して、地方厚生局及び都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として対応することとしている。

【自治体名】 佐世保市

【質疑・要望等事項】

衛生証明書の差替え対策について

【内容（具体的に）】

衛生証明書を至急と催促してきたにもかかわらず、その後申請者都合の理由により複数回差替えを求められる事例が発生し、通常業務に支障をきたしている。申請後翌日にキャンセルなどの事例も発生している。

コンテナ番号などの変更は仕方がない部分も理解できるが、差替え理由が申請者都合によるものも多くなってきている。要領等の改正を行い、申請者側にも一定の申請ルールを課したほうがよいと考えますがいかがでしょうか。

【回答】

衛生証明書の差し替えや取り消しに至る理由等を踏まえ、適宜対応するべきものと考えている。

【自治体名】 千代田区

【質疑・要望等事項】

事業譲渡を行った施設に対する不利益処分について

【内容（具体的に）】

法改正が予定されている、地位の承継による事業譲渡の手続きを行う前に提供した食事で食中毒を起こし、事業譲渡の手続きを行った後に食中毒の原因施設と断定された場合、不利益処分は事業譲渡を受けた者に対して行うのか？

【回答】

相続、合併、分割時の承継と同様に、事業譲渡を受けた者は食品衛生法上の事業者の地位を承継することになるため、行政処分は事業譲渡を受けた者に対して行うことになる。

【自治体名】 千代田区

【質疑・要望等事項】

事業譲渡をした営業者の欠格事項について

【内容（具体的に）】

現在国会に提出されている地位の承継に関する法改正案では、相続、合併又は分割の他、譲渡に関する規定も同条内に加えられるが、欠格事項に関する規定は盛り込まれない見込みである。

欠格事項に該当する事実のある者への譲渡による地位の承継について届け出があった場合、自治体は地位を承継させないことができるのか？地位を承継させないことができないのであれば、どのような対応が可能か？

【回答】

食品衛生法における営業の許可に当たっては、基本的に、構造設備基準を充足しているか否かを中心に見ており、相続、合併、分割時の承継と同様に、事業譲渡についても、新規開設の場合とは異なり、構造設備基準を満たす施設を引き継いで事業を行うものであることから、自動的に地位を承継することとし、手続を簡素化するものである。

今回の改正案が成立した場合には、相続、合併、分割時の承継と同様に、事業譲渡をした際は地方自治体に事業承継の届出を行うこととしており、届出等で地方自治体が譲受人の情報を確認し、必要に応じて監視指導等を行い、問題がある場合は、指導や営業停止処分、許可取消等を行うことで対応することになる。